

工場・物流施設新增設事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、事業者が実施する工場又は物流施設の新増設等を支援するものです。

2. 助成対象

種類	対象事業	対象者	要件
①	市内の土地への工場等の新增設	製造業者	1 建物の延べ面積が500㎡以上であること。 2 建物投資額が1億円（中小企業者については5,000万円）以上であること。 3 建築確認を伴う工場等であること。 4 住居系地域ではないこと。 5 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。
②	市内の土地への物流施設の新増設	物流業者	1 建物の延べ面積が1,000㎡以上であること。 2 建物投資額が2億円（中小企業者については1億円）以上であること。 3 建築確認を伴う物流施設であること。 4 住居系地域ではないこと。 5 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 物流業者とは、事業者のうち、日本標準産業分類に掲げる運輸業及び郵便業を営む事業者（主として旅客の運送を行う事業者を除く。）をいう。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

3. 助成内容

種類	助成金の額	限度額
①	工場等の操業又は事業を開始した日以後において、課税されることとなる固定資産に係る評価額（建物に限る。）に100分の10（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の12）を乗じて得た額以内	1の年につき 2億円
②	物流施設の操業又は事業を開始した日以後において、課税されることとなる固定資産に係る評価額（建物に限る。）に100分の5を乗じて得た額以内	1の年につき 1億円

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

種類	認定申請期限	交付申請期限
①	助成対象事業の着工30日前まで	最初に固定資産税を課された年度の6月末日
②		

5. 助成金の申請手順及び提出書類

①、②共通

手 続	提 出 書 類	
事業計画立案 ↓ 計画認定申請 ↓ 計画認定通知書受理 ↓ 事業の開始 ↓ ↓ ↓ 事業の完了 ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	認定申請時の提出書類	備 考
	計画認定申請書	【第1号様式】
	申立書	【市様式】
	中小企業者チェックシート	【市様式】
	商業登記簿謄本の写し	履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書又はこれらに準ずるもの
	建築確認申請書（案）一式の写し	
	建築図面	敷地図、家屋配置図、平面図、立面図など
	会社概要	
	その他	上記書類以外に必要と認められた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	事業内容報告書	【市様式】
	施設整備事業明細書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	中小企業者チェックシート	【市様式】
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	請求書、契約書又は社内支払帳票の写し	左記がない場合は、見積書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	検査済証一式の写し	
	固定資産税の納税通知書の写し	左記がない場合は、土地・家屋・償却資産名寄帳の写し
	計画認定通知書の写し	
	その他	上記書類以外に必要と認められた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第13号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第2（第4条関係）に定める工場・物流施設新增設事業助成金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課	
電 話	0 5 6 8 - 8 5 - 6 2 4 7
F A X	0 5 6 8 - 8 4 - 8 7 3 1
メー ル	kigy@city.kasugai.lg.jp